

平成 28 年熊本地震に関する要望書

平成 30 年 7 月

熊本連携中枢都市圏

平成 28 年熊本地震に関する要望

国におかれましては、平成 28 年熊本地震の発生以降、被災者への支援をはじめ、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々な支援を講じていただき、心から感謝申し上げます。

さて、熊本連携中枢都市圏域は、熊本県の中央部に位置し、圏域面積は県全体の約 35%、圏域人口は 110 万人超と県人口の 60%超を占めております。

今回の地震では、本圏域のほとんどの市町村が大きな被害を受け、今なお多くの被災者が仮設住宅等での生活を余儀なくされております。

このため、被災された全ての皆様が 1 日も早く生活を再建し、住民の皆様へ復興を実感いただけるような施策を最優先で進めていく必要があります。

現在、未曾有の震災を乗り越えるため、各自治体においても懸命に復旧・復興に取り組んでいるところですが、この歩みを確実に進めていくためには、中長期的な財政支援をはじめとした多大なる国の支援が必要です。

圏域の市町村が連携して一日も早い被災者の生活再建を支援し、県全体の復興を牽引していくため、国におかれましても、引き続き柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成 30 年 7 月

熊本市長	大	西	一	史	宇土市長	元	松	茂	樹
宇城市長	守	田	憲	史	阿蘇市長	佐	藤	義	興
合志市長	荒	木	義	行	美里町長	上	田	泰	弘
玉東町長	前	田	移	津行	大津町長	家	入	勲	
菊陽町長	後	藤	三	雄	高森町長	草	村	大	成
西原村長	日	置	和	彦	南阿蘇村長	吉	良	清	一
御船町長	藤	木	正	幸	嘉島町長	荒	木	泰	臣
益城町長	西	村	博	則	甲佐町長	奥	名	克	美
山都町長	梅	田		穰					

目 次

1	被災者の生活再建のための支援制度の充実等・・・・・・・・・・	P 2	【内閣府】
2	住宅の応急修理制度の見直し・・・・・・・・・・	P 4	【内閣府】
3	統一的な被災者支援システムの導入・・・・・・・・・・	P 5	【内閣府】
4	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 で定める特定地方公共団体の基準の緩和・・・・・・・・・・	P 6	【内閣府】
5	ブロック塀等の安全対策に対する財政支援等・・・・・・・・・・	P 7	【内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省】
6	広域災害時における人材確保・・・・・・・・・・	P 9	【総務省・国土交通省】
7	被災した文化財の災害復旧・・・・・・・・・・	P 11	【文部科学省】
8	被災児童生徒への支援・・・・・・・・・・	P 13	【文部科学省】
9	被災者の福祉サービスに対する財政負担の緩和・・・・・・・・・・	P 15	【厚生労働省】
10	上水道施設災害復旧事業期間延長及び予算の確保・・・・・・・・・・	P 16	【厚生労働省】
11	被災公営住宅等への支援・・・・・・・・・・	P 18	【国土交通省】
12	宅地耐震化推進事業の予算の確保・・・・・・・・・・	P 19	【総務省・国土交通省】
13	被災住宅用地特例の更なる拡充・・・・・・・・・・	P 20	【国土交通省】
14	被災マンションの建替えに必要な支援の継続・・・・・・・・・・	P 21	【国土交通省】
15	土砂災害防止に向けた砂防事業の早期実施・・・・・・・・・・	P 22	【国土交通省】
16	観光業への復興支援・・・・・・・・・・	P 23	【国土交通省】
17	J R 豊肥本線及び南阿蘇鉄道の早期復旧等・・・・・・・・・・	P 24	【国土交通省】
18	熊本連携中枢都市圏の主要幹線道路の整備促進・・・・・・・・・・	P 25	【国土交通省】

内閣府

1 被災者の生活再建のための支援制度の充実等

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、多数の住宅被害が発生するとともに、宅地にも甚大な被害が生じました。

しかしながら、現行の被災者生活再建支援制度では、半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住家被害及び宅地被害に関しては復旧に相当の費用を要するものの、支援の対象外となっており、費用負担が、迅速な住宅再建の大きな障害となっている状況です。

また、低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」がありますが、その償還方法や償還期間について、被災者の現状に合った内容になっていないため、結果、被災者が利用したくても利用できない支援制度になっております。

さらに、貸付金の原資の一部は国庫貸付金ですが、償還期間最終年度で未回収の分は被災自治体が負担せざるを得ない実情があります。

加えて、償還にかかる事務費についても、被災者から得る利息の範囲内でまかなうことになっているため、不足等が生じた場合は、同じく被災自治体が負担することになります。

つきましては、今後の災害対応も含め、迅速な被災者の生活再建とそのための被災自治体の財政負担軽減のため、次のとおり要望いたします。

- 一、被災者生活再建支援制度の恒久的な制度改正として、
 - ・半壊世帯も 50 万円の基礎支援金支給対象としていただきたい。
 - ・一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・住宅を建設・購入した場合等の加算金支給とは別に、宅地の復旧加算金（100 万円）を創設していただきたい。
- 一、災害援護資金貸付制度の恒久的な制度改正として、
 - ・月賦償還を償還方法のひとつとして採用していただきたい。
 - ・据置期間及び償還期間を延長していただきたい。
- 一、災害援護資金貸付制度における国からの貸付金の償還について、借受人の困窮状態等に応じて、減免や償還期間の延長を行う等、貸付金の回収状況を考慮して対応していただきたい。
- 一、災害援護資金貸付制度にかかる事務費について、その財源を借受人からの利息とするのではなく、補助金として交付していただきたい。

【被災者生活再建支援制度の支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

【災害援護資金貸付制度の平成 28 年熊本地震の貸付実績】

(※熊本連携中枢都市圏の総計 H30.3 末現在)

申請件数	決定件数	決定金額
723 件	708 件	1,217,495 千円

※平成 29 年 9 月末で受付は終了している。

2 住宅の応急修理制度の見直し

【内閣府】

平成 28 年熊本地震による被災者の中には、被災した家屋に対し必要最小限度の修理を行う「住宅の応急修理制度（熊本地震の限度額は 576,000 円）」を利用して工事をしたものの、資材や建築費の高騰等により、法で定める金額内では応急修理もままならない状況にある方も存在します。

また、特例として認めていただいた住家と同じ敷地内にある納屋や倉庫等の応急修理については、住まいの確保が困難な被災者の支援につながりました。大規模災害時には、住まいの確保が大変困難であることから、住家と同じ敷地内にある納屋や倉庫等の応急修理についても特例としてではなく、恒久的な制度として対象に含める必要があります。

更には、圏域の被害の大きかった市町村の中には、仮設住宅の着工の遅れや高齢者の介護等を理由に応急修理制度を利用したが、修理中の一時的な住まいの確保が困難となった方が存在した自治体もありました。

つきましては、被災者の安定した住まいの早期確保のため、次のとおり要望いたします。

- 一、「住宅の応急修理制度」において、限度額を引き上げていただくとともに、災害救助法の恒久的な制度改正として、住家と同一敷地内の居住可能な建物についても修理の対象としていただきたい。
- 一、特段の事情がある場合には、応急修理を利用した被災者であっても、応急仮設住宅に入居できるよう柔軟な対応を講じていただきたい。

3 統一的な被災者支援システムの導入

【内閣府】

平成 28 年熊本地震のように、多数の住宅被害が発生する大規模災害時には、効率的な被災者支援を行うために住家被害認定調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用する総合的なシステムが必要不可欠です。

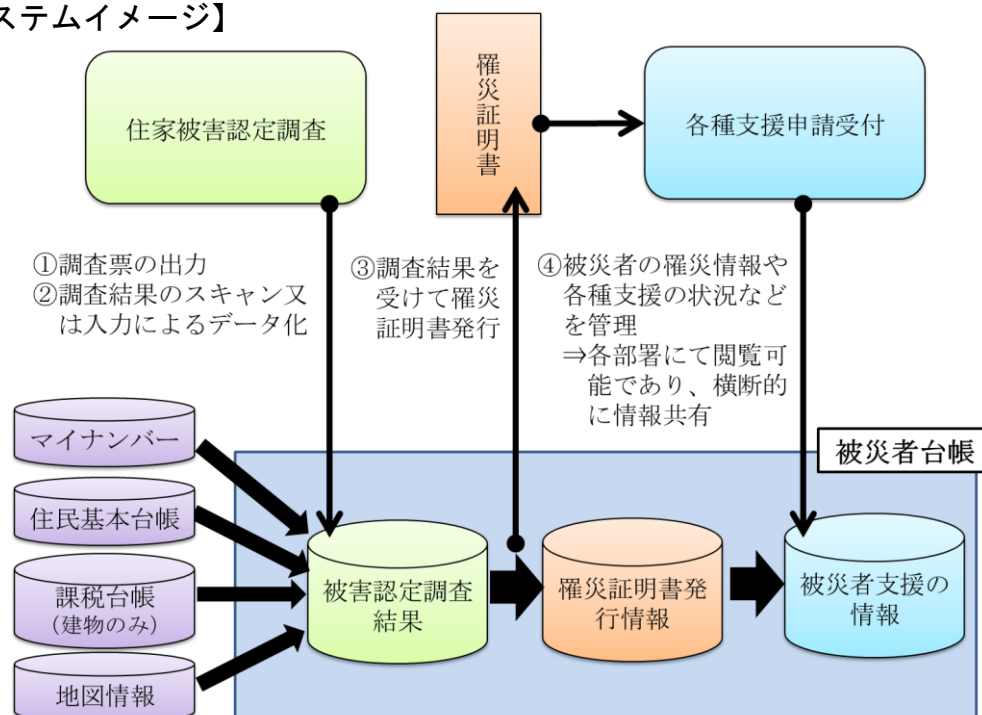
しかしながら、自治体単独でシステムを導入・維持することは財政面から困難であるとともに、広域的災害時に各自治体間で被害認定調査等の公平性を確保するためには、統一的な対応が必要となります。

また、全国統一的なシステムであれば、他都市からの応援職員も効率的に災害対応を行えるという大きな効果があります。

つきましては、今後の大規模災害発生時における被災自治体の迅速な支援活動及び被災者の早期の生活再建を図るため、次のとおり要望いたします。

一、国において、マイナンバーを活用する全国統一的な被災者支援システムを導入していただきたい。

【システムイメージ】



4 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で定める特定地方公共団体の基準の緩和

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、熊本連携中枢都市圏構想圏の市町村においても、多くの公共施設が被害を受けました。

現行の「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では、法に定める「特定地方公共団体」の基準に満たない場合は、当該施設に対する災害復旧補助制度が適用されないこととなっています。

実際、圏域の市町村でも、適用の有無により被災した社会教育施設の復旧にかかる費用負担に大きな差が生じました。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」における「特定地方公共団体」を定める基準を緩和していただきたい。

5 ブロック塀等の安全対策に対する財政支援等

【内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省】

平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部で発生した地震では、大阪府高槻市の小学校においてブロック塀が倒壊し、登校中の児童が犠牲となる痛ましい事案が発生しました。

また、平成 28 年熊本地震の際にも、民間所有のブロック塀の倒壊による人身被害が発生しており、民間所有のブロック塀等の安全対策についても推進していく必要があります。

このようなブロック塀等の倒壊による人身被害は、大規模な地震が発生した場合には、全国どこでも起こりうるものであります。

つきましては、二度と同様の犠牲者を出さないためにも早期の対応が必要であることから、次のとおり要望いたします。

- 一、学校施設のブロック塀等の安全対策について、早急に財源を確保するとともに優先採択事業に位置づけること。また、交付金の算定割合の引上げや補助対象事業費の下限額（1 校当たり 400 万円以上）の撤廃、緊急な工事や過年度に支出した調査費用等についても補助対象となるよう柔軟な対策を講じていただきたい。

（文部科学省）

- 一、学校施設以外の公共施設のブロック塀等の撤去・改修などの安全対策について、各自治体における取組みが推進されるよう、国の施策における防災上の配慮事項にするとともに、財政支援を含め、対策を講じていただきたい。（内閣府・総務省）

- 一、民間所有のブロック塀等の安全対策について、各地方公共団体が実施する助成制度にかかる財源を安定的に確保するとともに、利用しやすく所有者の負担を更に軽減する新たな助成制度を構築する等の対策を講じていただきたい。（国土交通省）

総務省

6 広域災害時における人材確保

【総務省・国土交通省】

熊本連携中枢都市圏の被災自治体においては、被害調査やインフラの復旧業務などにあたる人員の確保のため、全国の自治体へ職員の派遣要請を行っておりますが、必要とする人材の確保に大変苦慮してきたところです。

広域の災害に対する県や自治体間での職員派遣等の協力体制につきましては、「被災市区町村応援職員確保システム」が導入され、運用が開始されましたが、複数の県が同時に被災した場合など、自治体職員の派遣だけでは対応できないことも想定されます。

つきましては、職員の不足は住民サービスの低下を招くことから、広域災害時における人材確保について次のとおり要望いたします。

一、復旧・復興事業に携わる中長期派遣職員の充足については、国からの強力な支援を行っていただきたい。（総務省）

一、技術者等の民間からの人的支援を円滑に受けられるよう、支援体制を整備していただきたい。（国土交通省）

【他自治体からの応援職員を受け入れた数及び関連経費】

（※熊本連携中枢都市圏の H28～H29 年度総計 H30.3 末現在）

	受入数	経費 (自治体負担分の人件費)
他自治体からの応援職員	6,374 名	2,204,800 千円

文部科学省

7 被災した文化財の災害復旧

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震により、熊本城、阿蘇神社や通潤橋など、圏域内の多数の文化財が被害を受けました。

これらの文化財の復旧は、地域の震災復興の象徴として、今後の復興に向けた取組みを進めていく上で住民の心の支えとなる重要なものです。

しかしながら、文化財の復旧には、多大な費用と長い期間を要することが見込まれるとともに、高い専門知識と技術、人員を要します。

また、国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はありますが、文化財所有者の金銭的な負担が生じております。

さらに国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援は一部あるものの、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となり、一部では未指定文化財の建造物が解体されるなど、文化財の保存・復旧が進まない状況も発生しております。

加えて、平成 30 年 6 月の大雨等により、被害が拡大しており、早急な対応が必要です。

つきましては、これらの文化財を確実に守り、将来にわたって継承していくため、次のとおり要望いたします。

一、国・被災自治体及び専門家を含めた復旧チームなどの組織構築と現地への常駐・派遣、復旧技術者・従事者の確保など国による強力な人的支援や技術的支援をしていただきたい。

一、国指定文化財や国登録文化財に対する継続的な財政支援及び助成制度の拡充や、県・市町村指定文化財を対象とする助成制度を創設していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	・国指定：70～85%補助 ・国登録：設計費のみ70～85%補助	・国指定：70～85% ⇒支援の継続 ・国登録：設計費70～85% ⇒支援の継続＋補助対象の拡大(設計費＋工事費)
県・市町村指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市町村指定文化財：補助制度なし ・未指定文化財：補助制度なし	・災害復旧に対する国庫補助制度の創設
指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置： (地方負担額×0.8)	・特別交付税措置(地方負担額×0.8)の確実な実施

【文化財の被災の件数】(※熊本連携中枢都市圏の総計 H30.3 末現在)

国指定	県指定	市町村指定
44 件	27 件	135 件

【被災した文化財の例】



【熊本市】熊本城飯田丸五階櫓



【宇土市】船場橋（市指定）



【阿蘇市】阿蘇神社拝殿（国指定）



【山都町】通潤橋（国指定）

8 被災児童生徒への支援

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震発生後、これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。

このように、地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

現在、震災に伴い全額国庫補助で実施しているスクールカウンセラーの派遣事業については、被災児童生徒の心のケアのために非常に有効な手段であると実感しております。

一方で、過去、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあることに鑑みると、今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援をしていただきたい。

【熊本地震のケアとしてカウンセリングを行った児童生徒数の推移】

(※熊本連携中枢都市圏域の実績の総計)

	2016 年度	2017 年度
カウンセリングを行った児童生徒数	2,592 名	2,704 名

厚生労働省

9 被災者の福祉サービスに対する財政負担の緩和

【厚生労働省】

平成 28 年熊本地震の被災自治体では、被災した介護保険第一号被保険者の経済的な負担軽減を図るため、平成 28 年度分及び平成 29 年度分の介護保険料の減免を行って参りました。

平成 28 年度及び平成 29 年度の減免分については、平成 30 年 2 月に介護給付費財政調整交付金の変更申請を行っているところですが、現在も引き続き、保険料減免申請の受付をしている自治体もあります。

また、被災による環境の変化などのため、身体状況が悪化し、要介護認定者は増加しており、介護保険における財政は厳しいものとなっております。

つきましては、各自治体において減免した介護保険料の取扱いについて次のとおり要望いたします。

一、平成 30 年度に受付をした平成 28 年度及び平成 29 年度分の熊本地震による介護保険料の減免についても、引き続き財政支援をしていただきたい。

【介護保険料を減免した件数及び減免した介護保険料の総額】

(※熊本連携中枢都市圏の H28～H29 年度総計 H30.3 末現在)

	減免した件数	減免した総額
介護保険料	54,624 件	3,496,607 千円

10 上水道施設災害復旧事業期間延長及び予算の確保

【厚生労働省】

平成 28 年熊本地震による上水道施設の災害復旧事業について、災害査定を受け災害復旧事業費補助の限度額が確定し、平成 28 年度及び平成 29 年度において事業を実施しましたが、道路（橋梁）災害復旧事業の遅延により、橋梁部への水道管添架本復旧工事は平成 30 年度へ繰越しをして、工期を延長しているところです。

しかし、道路（橋梁）災害復旧工事の進捗状況から、平成 31 年 3 月 31 日に完了する見込みがなく、さらに繰越しとなることが予想されます。

つきましては、事業期間の延長又は新規予算の確保に向け、次のとおり要望いたします。

- 一、上水道施設の復旧に係る事業期間の延長（3 年から 4 年）又は、平成 30 年度及び平成 31 年度新規予算の確保等に向けて、柔軟に対応していただきたい。

国土交通省

11 被災公営住宅等への支援

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、市町村営住宅のうち、公営住宅、改良住宅、単独住宅が大きな被害を受けており、居住者の安全な生活を取り戻すためには、早急な復旧工事が必要です。

平成 28 年度及び平成 29 年度分の災害公営住宅建設については、国より既にご支援をいただいているところですが、追加整備分についても今後、早急に計画を具体化し、一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、被災者の恒久的な住まいの確保は、生活再建の基礎となるものであるため、次のとおり要望いたします。

一、被災者の住まいの確保が円滑に図られるよう引き続き災害公営住宅建設事業に対する財政支援をしていただきたい。

【公営住宅の被災件数及び被害額（修繕費）】

（※熊本連携中枢都市圏の H28～H29 年度総計 H30.3 末現在）

	被害件数	被害額（修繕費）
公営住宅	843 件	4,337,397 千円

12 宅地耐震化推進事業の予算の確保

【総務省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、熊本連携中枢都市圏内の各市町村において、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化、陥没など多大な宅地被害が発生しております。

このような中、平成 30 年度分の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化対策については、国より既にご支援をいただいているところですが、2019 年度（平成 31 年度）以降も、事業を推進し、被災者の一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、宅地復旧が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、宅地耐震化推進事業に関して、今後とも事業の推進に必要な予算の確保と地方負担の軽減措置を継続していただきたい。

【宅地耐震化推進事業の対象件数及び市町村の負担額】

（※熊本連携中枢都市圏の H28～H29 年度総計 H30.3 末現在）

	対象件数	市町村の負担額
宅地耐震化推進事業	3,408 件	487,382 千円

13 被災住宅用地特例の更なる拡充

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震で被災し解体された住宅の敷地については、地方税法において被災住宅用地の特例措置が設けられており、震災発生後 2 年度分（平成 29 年度及び平成 30 年度分）の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税しております。

しかし、震災後 3 年度目となる 2019 年度（平成 31 年度）については、住宅用地の特例が適用されなくなります。まだ多くの被災者が住宅再建に着手できない状況の中で、2019 年度（平成 31 年度）からの税負担の増加は、生活再建の支障となる恐れがあります。

つきましては、被災者の生活再建を税制面からも支援するため、次のとおり要望いたします。

一、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地の特例措置について、現行、震災発生後 2 年度分とされている特例期間を延長していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

現行	要望内容
本則2年 平成29年度から、被災市街地復興推進地域（土地区画整理事業等を実施することを目的に市町村の都市計画で定めるもの）について、4年に拡充 (※東日本大震災により滅失・損壊した被災住宅用地については、平成24年度分から2021年度（平成33年度）分まで特例を適用。)	特例期間の延長

【被災住宅用地特例に伴う影響額】

(※熊本連携中枢都市圏の H28～H29 年度総計 H30.3 末現在)

固定資産税		都市計画税		合計
対象筆数	影響税額	対象筆数	影響税額	影響税額
21,355 筆	496,957 千円	5,800 筆	27,800 千円	524,757 千円

14 被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により多くのマンションが被災しましたが、全壊・大規模半壊などの被害の程度が大きいものについては、費用等の面から住民間の合意形成が進まず、未だ建替えに着手できていない状況です。

このことから、国の補助事業である優良建築物等整備事業を活用した支援を通じて、住民間の合意形成を図り、建替えを促進したいと考えております。

優良建築物等整備事業については、国より既にご支援をいただいているところですが、2019 年度（平成 31 年度）以降についても、被災者の住まいの確保が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、優良建築物等整備事業について、

- ・引き続き事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。
- ・熊本地震に関連して実施される事業に関する補助率の優遇措置の申請期限を、更に 1 年間延長していただきたい。

【優良建築物等整備事業における現行の措置と要望内容】

	現行		要望内容
	補助率	申請期限	
熊本地震に関連して実施される事業	補助率を 1/3 から 2/5 に読み替える	2019 年 3 月 31 日まで	申請期限を 2020 年 3 月 31 日まで延長

15 土砂災害防止に向けた砂防事業の早期実施

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、阿蘇地域を中心に山腹崩壊が広範囲に発生し、交通インフラの寸断による経済活動への影響だけでなく、降雨による土石流の発生に対する懸念など、住民の生活再建に向けた取組みに遅れをもたらす一因となっております。

当該地域における砂防施設については、国直轄による整備が決定されておりますが、整備予定地域では、震災によって土砂災害の「特別警戒区域」が拡大するなど、居住に対する制限等が生活再建への大きな障壁となっており、地域コミュニティの衰退や移住定住施策等への影響が懸念されます。

災害による住環境への不安は、人口流出など圏域内の住民生活の機能低下につながります。

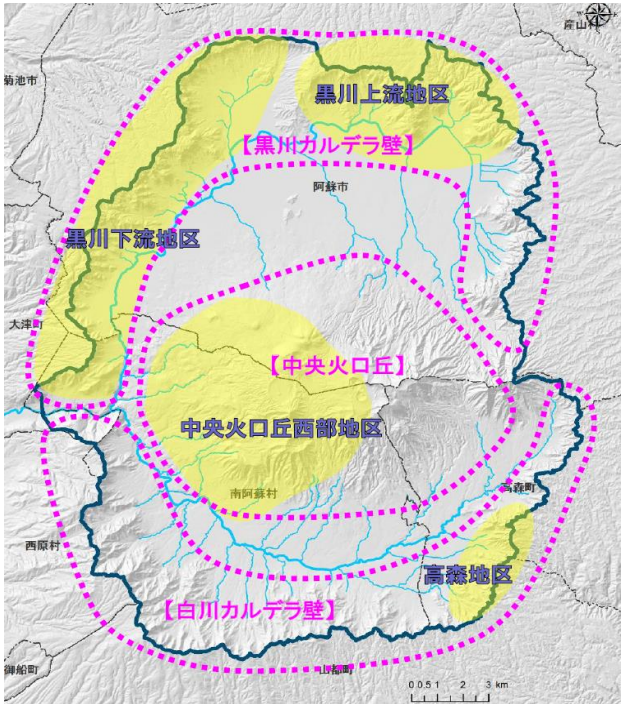
つきましては、二次災害防止による安全安心な居住環境への回復を図るため、次のとおり要望いたします。

一、白川水系下流地域の洪水リスク低減と併せ、安全安心な居住環境への回復による震災からの早期復興の観点から、一日も早く砂防施設を整備していただきたい。

【震災以降の阿蘇地域における土砂災害警戒エリア】

エリア名	事業予定箇所	計画施設数
黒川カルデラ壁	黒川下流地区・黒川上流地区	概ね25施設程度
中央火口丘	中央火口丘西部地区	
白川カルデラ壁	高森地区	

凡 例	
	事業地域の中で土石流の発生のおそれがあるエリア
	事業の主な整備予定地区
	市町村界
	主要河川
	事業区域



16 観光業への復興支援

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震による宿泊施設や観光施設の直接被害（物理的損壊）や風評による間接被害、観光地への交通インフラの寸断・通行止めによって、熊本の主要産業の一つである観光は大きく影響を受けました。

これに対し、国による「九州ふっこう割」（第 1 期：2016 年 7 月 1 日～10 月 1 日、第 2 期：2016 年 10 月 1 日～12 月 29 日）などの迅速かつ多大なる支援により、活用できた地域においては、観光客数の減少を抑えることが出来ました。

しかしながら、被害の大きかった自治体では、復旧までに時間を要したことで「九州ふっこう割」の効果を享受できていない上に、観光への自粛や風評被害もあり、大都市圏からの観光客の戻りが少なく、地震に対する警戒感により外国人観光客も減少しました。

今後、復旧期から復興期へ進む中、県内の本格的な観光需要の回復を実現するためには、誘客への更なる継続的な取組みが不可欠です。

つきましては、観光復興に向けて、継続的かつ積極的な支援をしていただくため、次のとおり要望いたします。

一、「九州ふっこう割」の復活、または地域の実情に応じて、割引率や期間などを独自に設定できるような「地域版 熊本ふっこう割」等の新たな支援策を講じていただきたい。

一、地域の現状に関する正確な情報発信の継続と併せて観光情報の発進や国内外メディアに向けたプロモーションを行うなど、誘客促進や消費促進への取組強化を図っていただきたい。

【2015 年及び 2016 年の日帰り客数及び増加率】

	2015年	2016年	2017年
圏域市町村への 日帰り客数(人)	24,656,381	17,417,728	18,298,010
増加率		▲29.4%	5%
上記の内、 外国人の日帰り宿数(人)	794,796	631,183	709,985
増加率		▲20.6%	12.5%

17 JR豊肥本線及び南阿蘇鉄道の早期復旧等

【国土交通省】

九州の中央部を横断する国道57号やJR豊肥本線、南阿蘇鉄道は、熊本連携中枢都市圏内の市町村においても、生活・経済の面から大変重要な交通インフラです。

平成28年熊本地震により一部区間が大きく被災した国道57号等の道路インフラは、現在、2020年度（平成32年度）の開通に向け北側復旧ルート of 整備が進むほか、立野駅の先にある「長陽大橋」の完成によりアクセスが改善しているものの、熊本～大分間の交通機能は低下したままです。

また、南阿蘇鉄道については、地方負担を大幅に軽減する新たな支援制度を創設していただき、全線復旧に向け地元が一体となって進めているところですが、地元の力だけでは限界があります。

JR豊肥本線や南阿蘇鉄道の復旧の遅れは、通勤通学者の生活利便性を著しく低下させ、人口流出の大きな要因となるだけでなく、観光入込数の回復に向けての大きな障壁となっております。

つきましては、被災地の生活利便性確保と経済再生のため、次のとおり要望いたします。

- 一、生活者や旅行者の移動手段確保のため、復旧までの代替輸送を実施する鉄道事業者の負担軽減及び運行ダイヤの回復について支援をしていただきたい。
- 一、沿線の地域の活性化のため「肥後大津駅～立野駅」間の早期復旧に向けて支援をしていただきたい。
- 一、引き続き南阿蘇鉄道全線の早期復旧に向けた支援をしていただきたい。
- 一、創造的復興の実現に向けた南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画に基づく取組及び持続可能な公共交通網の構築について支援及び助言をしていただきたい。

【JR豊肥本線及び南阿蘇鉄道の不通となっている路線図】



18 熊本連携中枢都市圏の主要幹線道路の整備促進

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、熊本連携中枢都市圏の物流の要である九州縦貫自動車道が寸断され、圏域の交通に深刻な交通渋滞が発生し、人や物資の輸送、並びに緊急車両等の通行に大きな影響が生じました。

このことから、熊本環状道路や九州縦貫自動車道とのアクセス道路などの熊本連携中枢都市圏の骨格を形成する道路の早期整備は、災害発生時のリダンダンシーの確保や道路機能の強化を図る上で非常に重要であると再認識したところです。

また、これらの道路は、災害時のみならず物流や観光客の誘致、更には地域経済の活性化など、今後、圏域一帯が、地震からの復興を加速させて行くためにも大変重要な道路です。

つきましては、熊本連携中枢都市圏の骨格となる主要幹線道路の早期整備に向け、次のとおり要望いたします。

一、災害発生時における国道 57 号の代替道路について

国で計画している中九州横断道路『竹田～阿蘇』『大津町～熊本市』間の早期事業化、『阿蘇～大津』間の早期整備、『滝室坂道路』の早期完成及び未指定区間の計画段階評価への早期着手を行っていただきたい。

一、国が実施する道路事業について

- 九州の縦軸・横軸を形成し都市間を連絡する道路である、九州横断自動車道延岡線、中九州横断道路及び熊本天草幹線道路の早期完成並びに有明海沿岸道路（Ⅱ期）の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。
- 国道 3 号の慢性的な渋滞緩和に大きく寄与する、国道 3 号植木バイパス 3 工区の早期完成及び 1 工区の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。
- 熊本都心部への通過交通の軽減など大きな環状効果が期待されている熊本環状道路を構成する、国道 3 号熊本北バイパス全線 4 車線化の早期完成、国道 57 号熊本東バイパスの部分立体交差化及び熊本環状連絡道路の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。

一、市町村が実施する道路事業について

- ・ 道路等社会資本整備に必要な公共事業関係予算について、2019 年度（平成 31 年度）の所要額を確保していただきたい。
- ・ 災害に備えた道路機能の強化に向けて、橋梁の耐震化及び長寿命化に必要な予算を確保していただきたい。
- ・ 都市圏内外の広域な交流を支援する放射道路であり、近年、交通量の増加が顕著である国道 387 号（熊本県管理）の 4 車線化について、早期事業化に必要な支援をいただきたい。

【熊本連携中枢都市圏域内 道路ネットワーク図】

